

第 3 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 5 年 6 月 9 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和5年度 第3回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年6月9日（金） 午後2時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員 （11名）

1 番

2 番

3 番

5 番

6 番

7 番

8 番

9 番

10 番

11 番

13 番

4 欠席委員 （2名）

4 番

12 番

5 議事日程

第1 開 会

第2 会長あいさつ

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第11号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第12号 非農地証明申請について

議案第13号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について

議案第14号 鹿角市農業振興地域整備計画（案）について

第6 その他

第7 閉 会

6 事務局職員

事務局長

主 幹

主 任

7 議事録署名委員 9 番

10 番

8 会議の概要

事務局長	それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 それでは、ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員13名中、出席11名であります。欠席委員は、4番の委員、12番の委員で
------	---

会 長 事 務 局 長	あります。したがって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定による定足数を満たしていることから、本会議は成立いたします。 ただいまより鹿角市農業委員会第 3 回総会を開会いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶があります。よろしくお願いします。 【挨拶】 会長、大変ありがとうございました。 それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第 11 条の規定により、会長が議長を務めます。よろしくお願いします。
議 長 事 務 局 長 議 長	それでは、事務局より会務報告をいたします。 【会務報告の資料を基に説明】 会務報告ですので、ご了承願いたいと思います。
議 長 委 員 一 同 議 長	次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) ご異議ないようですので、私から指名させていただきます。 9 番の委員、10 番の委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の主幹と主任を指名いたします。よろしくお願いします。
議 長 事 務 局	それでは、最初に、報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。 議案の 2 ページをお開きください。 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について。 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 3 ページをお開きください。 第 18 条第 6 項 【受付番号 22 番から 26 番を議案書を基に説明】
議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	説明は以上です。 説明が終わりましたけれども、ご質問があればご発言をいただきたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように承認します。
議 長 事 務 局	次に、議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 5 ページをお開きください。

議 長 委 員 議 長 委 員 議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。 農地法第 3 条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 6 ページをご覧ください。 第 3 条 【受付番号 1 3 番から 1 5 番を議案書を基に説明】 説明は以上です。 説明が終わりましたが、ここで現地確認に行った委員より補足があればご発言いただきたいと思います。 まず、5 番の委員はどうですか。 1 3 番の〇〇地内の案件に関しては、もう作付もされている水田と、あとは部落内にある畑地の交換ということで、特に支障のないものでした。 それから、〇〇〇の件に関しては、田植えも終わって作付されて使われているということで、それも問題ないと思いました。 以上です。 ご苦労さまでした。 もうひと方の委員はどうですか。 特に異常ありませんでした。 ご苦労さまでした。 ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。
議 長 事 務 局	次に、議案第 1 0 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 議案の 7 ページをお開きください。 議案第 1 0 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について。 農地法第 4 条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 8 ページをご覧ください。 第 4 条 【受付番号 2 番から 3 番を議案書を基に説明】 説明は以上です。

議 長	説明が終わりましたけれども、こちらでも現地確認に行った委員より補足があればご発言をいただきたいと思います。
委 員	まず、委員はどうですか。
委 員	〇〇の案件に関しては、隣接した畑とちょっと段差があって、特に隣の畑には影響を及ぼさないということで妥当と考えておりました。
議 長	以上です。
議 委 員	委員はどうですか。
議 委 員	委員の言うとおりで、ちょうど敷地と並びの畑地でしたが、隣に影響しないと思います。
議 長	分かりました。
委 員	それから、もうひとつ、委員はどうですか。
委 員	当日は、もう既に赤い目印の旗が結ばされていて、くいが四方に入っていました。説明のとおり、まだ古い建物はそのままでしたけれども、申請通りになるのだろうなという想像ができる感じで、別に他に影響はございません。
議 長	ほかの委員より何かご質問があればご発言をいただきたいと思います。
事 務 局	生活排水はどうなるの。
事 務 局	生活排水は、合併浄化槽で鹿角市の所管である法定外水路に流すということで、法定外公共財産の担当である財政課と協議済みと伺っております。
事 務 局	水道に関しては簡易水道を使うということになっております。
事 務 局	ちなみに、土地改良区はもう除外の申請が上がっているそうです。
議 長	何かございませんか。よろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	それでは、次に、議案第 11 号 農地転用事業計画変更承認申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案の 9 ページをご覧ください。
事 務 局	議案第 11 号 農地転用事業計画変更承認申請について。
事 務 局	通達に基づき、承認申請が別紙のとおりであったので、意見を求めます。
事 務 局	農地別内訳ですが、以下のとおりです。
事 務 局	10 ページをご覧ください。
事 務 局	【受付番号 1 番を議案書を基に説明】
事 務 局	以上です。
議 長	説明が終わりましたけれども、こちらでも現地確認に行った委員より補足があれば発言をいただきたいと思います。10 番の委員どうですか。
委 員	説明のとおり工事中でして、コンクリートの下台らしきものの型枠は出来上がって、恐らく下水道の浄化槽の柵が何かの工事までは終わっていたと思います。あと、私の

議 長	感覚でいうと、あと柱立ててばたばたと張りつけば出来上がるなという形で、工期的にも大丈夫じゃないかと思って帰ってきました。 ご苦労さまです。 ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。
委 員	それで、すみません、補足ですけれども、地図で見るとすごく離れているように見えますが。
議 長	隣。
委 員	隣と。
議 長	はい。
委 員	ところが、この椅子から座って本当に廊下を出たぐらいしか実際は離れていなくて、そんなに雪かきしなくても冬に通れるという、そういう感覚で見えてきました。
議 長	ほかには、よろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 事 務 局	次に、議案第 1 2 号 非農地証明申請について、事務局の説明を求めます。 議案の 1 1 ページをご覧ください。 議案第 1 2 号 非農地証明申請について。 非農地証明申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 1 2 ページをご覧ください。 非農地証明 【受付番号 3 番を議案書を基に説明】 説明は以上です。
議 長	ただいま説明が終わりましたがけれども、ここで現地確認を行った委員より補足があれば発言をいただきたいと思います。5 番の委員はどうですか。
委 員	事務局の説明のとおり、ここは〇〇〇の畑地に入ったすぐのところ、その右側のほうはずっと原野が続くようなところで、桃畑は、果樹園はその左側に道路挟んであるような状況のところ、ですから、その部分のところでは、特別直接農地に影響を与えるというようなところではないと以前から見えていましたので、問題ないと考えます。
議 長	以上です。
議 長	分かりました。
委 員	それでは、もうひとつ、8 番の委員はどうですか。
委 員	委員のおっしゃるとおりで、辺りに影響はないと思いますので、妥当だと思いました。
議 長	ご苦労さまでした。

委員一同	それでは、ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。
議長	(「なし」の声)
委員一同	それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし」の声)
議長	そのように決定します。
議長	次に、議案第１３号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案の１３ページをご覧ください。
	議案第１２号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。
	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、諮問があったので、この処理について意見を求めます。
	農地別内訳ですが、以下のとおりです。
	１４ページをご覧ください。
	利用権設定
	【受付番号１１３番から１３１番を議案書を基に説明】
	説明は以上です。
議長	何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。
委員一同	(「なし」の声)
議長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議長	そのように決定します。
議長	次に、議案第１４号 鹿角市農業振興地域整備計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事務局	２５ページをお開きください。
	議案第１４号 鹿角市農業振興地域整備計画（案）について。
	農業振興地域の整備に関する法律第１３条第１項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。
	農地別内訳ですが、以下のとおりです。
	【受付番号１番を議案書を基に説明】
	説明は以上です。
議長	説明が終わりましたけれども、何かご質問があればご発言願いたいと思います。
議長	よろしいですか。
委員一同	(「はい」の声)
議長	それでは、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)

議	長	そのように決定します。 以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。
---	---	--